

# 第2期 昭和町子ども・子育て支援事業計画

計画期間  
令和2年度～令和6年度





# 計画策定の背景と目的

## 計画策定の背景

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行され、本町においても、「昭和町子ども・子育て支援事業計画」を同年3月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所（園）を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実と共に子育て家庭の支援等に努めて参りました。

この度、計画期間が令和元年度を以て満了することから、前計画の評価・見直しを行うとともに、国の改定指針も踏まえて、引き続き、誰もが安心して教育・保育が受けられるような環境づくりに努め、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、新たに「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。



## 計画の目的

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という）第61条に規定されている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども・子育て支援事業が総合的かつ計画的に実施されるようにするものです。

また、子ども・子育て関連3法策定の背景となった急速な少子化に対応していくためには、子ども・子育て支援事業に加え、子育てと仕事の両立や地域における子育て支援等についても幅広く考慮する必要があります。そのため、この計画では、昭和町次世代育成支援地域行動計画の内容について、見直しを行った上で、計画の中に位置づけていきます。



## 計画策定体制

本町では、支援法第77条第1項の規定に基づき、昭和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

本計画は「子ども・子育て会議」において、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する方、学識経験のある者を委員とし、意見をいただきながら策定いたしました。

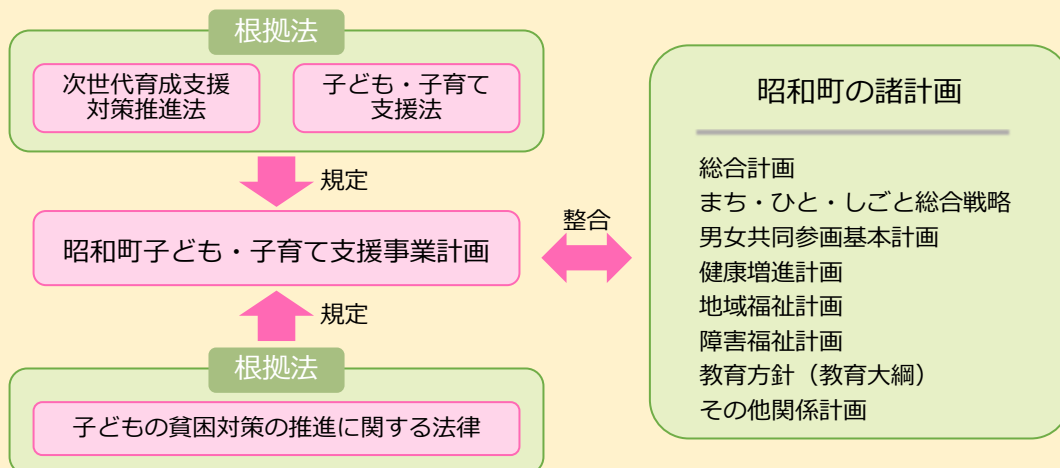
## 計画の位置づけ



本計画は、支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保内容や実施時期等を定めています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策関連施策を推進するため、本計画は「子どもの貧困対策計画」を内包した計画としています。

あわせて、上位計画である「昭和町第6次総合計画」、「昭和町まち・ひと・しごと総合戦略」、本計画と関連性の強い「昭和町教育方針(教育大綱)」など、各種計画との整合性を図っていきます。





## 基本理念



### 子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町

第2章の「本町の現状」に見られるように、本町は現在も人口が増加している県内では数少ない自治体です。平成30年には20,000人を超え、平成31年3月末には人口総数で20,277人となっています。

合計特殊出生率の推移は、平成20年～24年の平均値で1.76と県の1.45、全国の1.38を大きく上回っています。また、小学校に通う児童は、開発が進んでいる常永地区において、増加傾向が続いています。

ニーズ調査の結果では、本町の子育ての環境や支援について「不満」や「やや不満」と答えた人の割合が、未就学児の家庭では15.8%、小学生の家庭では9.4%と低くなっています。

今後も環境の変化に対応しつつ、高い満足度を維持していくためには、町の施策が重要なことはもちろんですが、併せて、それぞれの家庭や地域とが一体となった「幅広い支援を行うことのできる子育て環境」を創っていく必要があります。このような子育て環境の実現を目指して、基本理念を「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」と定めます。

#### 基本方針1 子ども幸せを最も尊重していきます

最も重要な視点は「子ども」の幸せを尊重していくという視点です。特に小学校に通う学齢期までの期間は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。常に子どもの立場で考え、子どもの声に耳を傾け、大人の考えや都合が先行してしまうことがないようにすることが大切です。

#### 基本方針2 家庭の教育力の向上と次の代の親づくりを行っていきます

父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を持っています。子どもにとっては、家庭は最も重要なよりどころであり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。今、子どもがいる家庭はもちろん、将来家庭をもち、次の世代の親となる子どもに対しても、長期的な視野に立って考えていくことが大切です。

#### 基本方針3 すべての子どもとその家族を地域社会全体で支援します

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することを可能とすることが重要です。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが必要です。

#### 基本方針4 利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します

核家族化や都市化の進行といった社会環境の変化や価値観の変化によって、子育てに関するニーズも多様化しています。それぞれのニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような質の高いサービスを提供していきます。

#### 基本方針5 地域の資源と特性を生かし地域内の協働による子育てを実施します

地域におけるつながりが希薄化し、同世代の子を持つ親同士が知りあう機会も減少しています。しかし、その一方で、NPOなどを中心とした地域における活動や、情報通信技術の進歩による新しいつながりも生まれています。地域における人材をはじめとしたあらゆる資源を活用して、地域全体で協働して子どもの育成に取り組みます。





# 施策体系

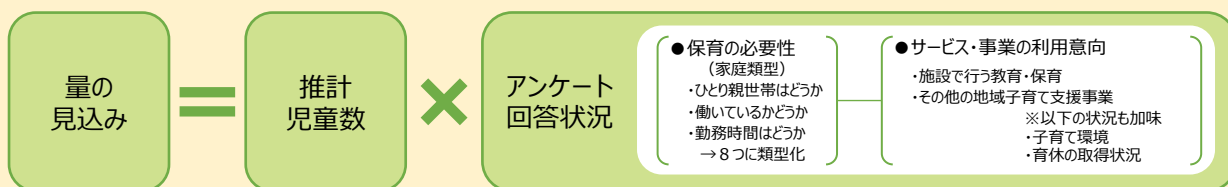
基本理念を達成するための基本方針と、重点的に実施する子ども・子育て支援策は図のような体系で展開していきます。



# 教育・保育給付事業

## 1号・2号・3号認定の見込み量の算出

教育・保育給付事業の量の見込みの算出に際しては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に沿って、児童人口推計とニーズ調査の結果から算出していますが、実績値との乖離がみられる事業においては、昭和町の実績値と対象児童の人口推計および利用意向の傾向を踏まえ補正しています。



## 児童人口の推計値

計画期間中における児童人口について、平成27～31年度の人口を基準として計画期間における0歳～11歳の児童人口を推計しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	215	219	224	228	232
1歳	228	239	243	249	253
2歳	239	229	240	244	250
0～2歳	682	687	707	721	735
3歳	238	254	243	255	259
4歳	263	240	256	246	257
5歳	258	268	245	261	250
3～5歳	759	762	744	762	766
6歳	211	268	279	254	272
7歳	254	212	270	279	255
8歳	269	256	214	272	282
9歳	224	270	257	214	273
10歳	217	226	271	258	215
11歳	230	221	228	275	262
合計	2,846	2,902	2,970	3,035	3,060

昭和町在住児童の1・2号認定の児童の「量の見込み」の推計は750人前後で推移する推計となっていますが、この中には他市町村の教育・保育施設を利用している児童も含まれています。一方で「昭和町内利用定員」の中には他市町村在住の児童も含まれています。

本町では、他市町村の教育・保育施設の広域利用を含めて対応を行い、待機児童を発生させない体制を取っています。今後も引き続き、町内各教育・保育施設の利用定員の維持に努めていきます。

# 教育・保育の量の見込みについて

## 1号認定・2号認定

令和2年度以降の量の見込みについては、ほぼ横ばいの状況となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	153	154	150	154	155
2号認定（3～5歳）※幼児教育希望	191	192	187	192	193
2号認定（3～5歳）※保育希望	404	405	396	405	407
1号・2号認定の量の見込み合計	748	751	733	751	755
3～5歳推計人口	759	762	744	762	766
教育・保育事業未利用児童数	11	11	11	11	11
昭和町内利用定員	466	466	466	466	466
昭和町外広域等利用数	294	295	288	295	297

## 3号認定

令和2年度以降の量の見込みについては、増加傾向が続くと推計されています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定（0歳）	38	38	39	40	41
3号認定（1・2歳）	252	254	261	266	271
3号認定の量の見込み合計	290	292	300	306	312
0～2歳推計人口	682	687	707	721	735
教育・保育事業未利用児童数	392	395	407	415	423
昭和町内利用定員	308	308	308	308	308
昭和町外広域等利用数	42	42	43	44	45

# 地域子ども・子育て支援事業

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 低学年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	411	426	450	452
確保量	410	411	426	450	452

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 高学年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	123	131	139	137	137
確保量	123	131	139	137	137

# 地域子ども・子育て支援事業



地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業 (時間外保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
4	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
5	一時預かり事業	「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」は、町内では幼稚園に代わって、認定こども園で教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業です。 「上記以外の一時的預かり」は、各家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間帯に、認定こども園・保育所(園)・その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
6	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
8	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 今後は「子育て世代包括支援センター(母子保健型)」を開所し、母子保健サービスの提供を通じて母子の健康を継続的に見守り、利用者支援事業の充実を図ります。 また、乳幼児の集いの場となる「地域子育て支援拠点事業」の相談員等との相談機能の連携強化を図り、利用者支援事業の充実を図っていきます。
9	妊婦一般健康診査費助成事業 (妊婦健康診査)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
11	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	私学助成幼稚園へ通う児童のうち、低所得や兄弟姉妹の多い世帯に対して副食費(給食費のおかず相当分)の助成を行う事業です。

## 第2期 昭和町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月  
発行者：昭和町福祉課

電話：055-275-8784 / FAX：055-275-6497

